

●香川県広域水道企業団監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月26日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦
同 武 田 宏 之

1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

2 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 措置の内容

監査の結果（対象機関）		措置の内容
指摘事項	委託料の前払をした委託業務について、履行の確認が行われていないものがあった。（東讃ブロック統括センター）	各施設の管理担当者が、点検事業者と協議し、実施日及び実施時間を定め、毎月の保安管理業務を確実に行う。また、点検事業者から点検報告書の提出を確実に受け、その都度上司へ報告する。 なお、施設の鍵の受渡しについては、貸出簿を作成し、貸出日、貸出時刻、貸出者、相手方団体名及び氏名、返却日、返却時刻並びに受取者を記載させ、委託業務履行の確認の補完を行う。
指導事項	請負工事の予定価格を記載した書面が作成されていなかった。（西讃ブロック統括センター）	香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）等の関係規程の確認を徹底し、契約締結事務の適正な執行に努めるよう指導を行った。 また、契約書作成に当たっては、複数の職員

	が確認した上で、上司の決裁を得ることとし、確認体制の強化を図った。
貼付された収入印紙の金額が誤っている変更契約書を受領していた。(財産契約課)	<p>契約の相手方に収入印紙が適当ではない旨を伝え、是正を求めた。</p> <p>再発防止のため、受付窓口に印紙税額一覧表を備えるとともに、複数の職員で確認する体制を整えた。</p> <p>また、本部契約担当課から本部各課及び各ブロック統括センター等に対し、相手方が貼付する収入印紙を含め、契約事務の適正化に努めるよう、改めて通知文書を発出した。</p>
収入印紙が貼付されていない契約書を受領していた。(高松ブロック統括センター)	<p>契約の相手方に印紙税法(昭和42年法律第23号)に基づき適切に対応するよう伝えた。</p> <p>再発防止のため、関係法令や出納事務の手引き等を十分に確認するとともに、職場に印紙税額一覧表を備えて契約書類の確認を徹底する。</p>